

令和7年度  
全国的うどんイベント開催支援事業  
募集要領

令和7年4月  
香川県交流推進部県産品振興課

## 1 事業趣旨

この事業は、県内法人又は団体が全国規模のうどんイベントを開催するのに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって本県のブランド力向上及びさぬきうどんの振興、さらに県内外からの交流人口の拡大を図ることを目的とする。

## 2 募集事業

次に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 県内の会場において、全国からご当地うどんを提供する者が参加するイベントを企画し、運営する事業。
- (2) 交付決定後速やかに事業運営が開始され、当年度の1月下旬までに開催されるものであること。
- (3) 香川県のブランド力向上及び本県を代表する食であるさぬきうどんの更なる振興、さらに県内外からの交流人口の拡大が見込めるものであること。
- (4) 県や市町など公共性の高い事業との連携を図れるものであること。
- (5) 特定の企業や店舗のPR及び販売促進の目的とならないこと。

## 3 応募対象者

次の各号のすべてを満たす法人又は団体とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人は、応募対象者とはしないものとする。

- (1) 香川県内に本社（本店）、支店、営業所等の事業所を有している法人又は団体
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 香川県税等に滞納のない者

## 4 応募方法

### (1) 提出書類

- ①応募申込書（様式1） 1部
- ②企画提案書 7部
- ③応募者の概要がわかる書類（様式1-別紙 参照） 1部  
・会社案内、パンフレット等でも可。
- ④決算状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） 1部
- ⑤香川県税等（全ての税目）に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税のない旨の証明書 各1部  
・応募申込書の提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。  
・写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。  
・法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について

未納税額のない証明書用)を提出すること。

⑥登記事項証明書 1部

- ・応募申込み書類の提出期日前3か月以内の日付のものに限る。
- ・写しの場合は、代表者が記名押印のうえ、原本と相違ないことを証明すること。

(2) 受付期間 令和7年4月1日(火)から令和7年5月27日(火)まで  
(土・日曜日、祝日を除く。)

(3) 受付時間 8:30~12:00、13:00~17:15

(4) 提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)

(5) 提出先 香川県交流推進部県産品振興課(下記8参照)

(6) 留意事項 企画提案に要する経費は応募者の負担とし、提出された応募申込書等は返却しない。

## 5 質問の提出及び回答方法

質問がある場合は、質問書(様式2)にて令和7年4月10日(木)までに、下記8あてに電子メール又はFAXにより提出すること。各応募者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項については、令和7年4月15日(火)までに応募者全員に、電子メール又はFAXにて回答する。

## 6 補助内容

### (1) 補助対象事業

応募のあった企画提案のうち、最も優れていると選定された事業企画

### (2) 補助対象経費(消費税及び地方消費税は含まない。)

補助事業の実施に必要な経費のうち、以下の経費

①企画・制作費(大会の企画費、会場費、仮設工事費、光熱水費)

※仮設工事費は、うどん提供ブース、総合案内、ステージ、パネル展示、電気・ガスなどの設置・運営に要する経費

②人件費(企画運営管理、設営撤去、警備、連絡調整事務、会計事務など当事業の業務に従事した部分に限る)

③事務経費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保健所等申請費、保険料、駐車場代、広告宣伝費、機器借上費、出展者経費等)

④その他、補助事業の実施に必要な経費で、知事が特に必要と認めた経費

### (3) 補助金の額

補助対象経費の総額から、補助対象事業の実施により得られた収入の総額を差し引いた額の範囲内とし、県の予算額を上限とする。

## 7 選定方法

(1) 提出された企画提案書等について、別に定める選定委員会設置要領に基づく選定委員会又は書面審査を実施し、補助事業者を選定する。企画提案内容について、(2)の審査項目と配分及び(3)の評価基準に基づき審査し、最も優れた企画提案を補助対象事業として決定する。なお、必要に応じて審査期間中に追加資料の提出を求めることがある。

(2) 審査項目と配分

審査項目	配分 100点	審査のポイント
実現性	20	・事業趣旨に合っているか ・開催日時や運営体制が適切であるか
効果性	30	・事業内容や企画が効果的な内容となっているか ・より多くの集客が見込める提案となっているか
安全性	20	・安全性が確保できているか ・危機管理体制は十分か ・法令等を遵守しているか
将来性	20	・協賛や協力金の獲得等により、自主財源を確保する事業計画となっているか ・自主財源による持続可能な運営につなげる意欲・見込みはあるか
適格性	10	・事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有しているか ・特定の事業者（企業）のPR又は販売促進となっていないか

(3) 評価基準

各選定委員が次のとおり審査項目を配点に応じて5段階で評価する。

配点	非常によい(効果的な)内容である	よい(効果的な)内容である	普通	劣った内容である	非常に劣った内容である
30	30	24	18	12	6
20	20	16	12	8	4
10	10	8	6	4	2

(4) 補助事業者の決定

- ①各選定委員が評価した得点（以下「評価点」という。）の合計が最も高い応募者を補助事業者として決定する。ただし、評価点の平均は60点以上とする。
- ②合計点が最も高い応募者が2者以上あるときは、「効果性」の点数が高い応募者を補助事業者として決定する。「効果性」の点数が同得点の場合は、選定委員の協議により決定する。
- ③応募者が1者の場合は、評価点の平均が60点以上あれば補助事業者として決定する。

8 提出・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県交流推進部県産品振興課 食事業・情報発信グループ 担当：香西

TEL：087-832-3385 FAX：087-806-0237

E-mail：js3520@pref.kagawa.lg.jp

## 9 スケジュール（予定）

- 4月 1日（火） 公募開始
- 4月10日（木） 質問の受付締切り
- 4月15日（火） 質問への回答
- 5月27日（火） 公募終了、企画提案書受付締切り
- 5月30日（金） 選定委員会
- 6月上旬 選定結果通知
- 6月中旬 交付申請受付